

柏崎産米全国コンクール等出品支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の圃場^ほで生産された米（以下「柏崎産米」という。）のブランド化を推進するため、予算の範囲内で全国コンクール等（以下「コンクール」という。）に柏崎産米を出品する生産者に補助金を交付することにより、その客観的評価に基づき、柏崎産米の認知度向上や販路開拓につなげることを目的とする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有し、柏崎産米を生産している者（法人を含む。以下「生産者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象の事業は、次のコンクールとする。

- (1) 米・食味分析鑑定コンクール国際大会
- (2) その他市長が認めるコンクール

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、前条のコンクールに柏崎産米を出品する経費のうち、分析料又は鑑定料（以下「分析料等」という。）とし、出品に係る送料は対象外とする。

2 補助対象とする柏崎産米は、市内で生産された全ての品種とする。

(補助金の交付基準)

第6条 補助金の交付額は、分析料等の2分の1の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付回数は、1生産者につき、同一年度当たり5検体分までとする。

3 当該事業に対する国、他の地方公共団体その他支援機関等からの補助金等を受けている場合は、補助対象としない。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）

は、コンクールに出品した翌月の末日までに柏崎産米全国コンクール等出品支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）を市長に申請しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、交付する場合にあっては柏崎産米全国コンクール等出品支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎産米全国コンクール等出品支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和11年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。